

株 主 各 位

石川県白山市相木町383番地
ニ ッ コ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 三 谷 明 子

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 石川県白山市西新町152番地7
「グランドホテル白山」
2階 グローリーホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第97期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

(新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ)

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、議決権の行使は郵送等で行い、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

また、ご出席の株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調を十分お確かめのうえ、マスク着用などご自身および周囲への感染予防にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申しあげます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nikko-company.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日は節電の取り組みとして、会場の空調を調整し、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度は2020年3月期を初年度とする3ヶ年中期経営計画の最終年度であります。

当連結会計年度の売上高は、住設環境機器事業、機能性セラミック商品事業および陶磁器事業、すべての事業において回復基調にありました。

以上の結果、売上高は、125億77百万円(前連結会計年度比9.8%増)、営業損失は、1億74百万円(前連結会計年度は6億27百万円の損失)、経常損失は、62百万円(前連結会計年度は4億91百万円の損失)となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、85百万円(前連結会計年度は6億82百万円の損失)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、当連結会計年度の売上高は92百万円増加し、営業損失は76百万円減少し、経常損失は6百万円減少しております。

セグメント別の業績概要は次のとおりであります。

〔住設環境機器事業〕

売上高は、87億92百万円(前連結会計年度比2.9%増)となりました。

小型浄化槽は、業界一省エネタイプである「水創り王®」の商品力を生かした新規顧客開拓による販売シェア拡大と工事付物件の受注増加により、前連結会計年度比8.7%増となりました。

大型・中型浄化槽は、全般的な工期遅れの影響により、前連結会計年度比20.3%減となりました。

バンクチュール®(システムバスルーム)は、新型コロナウイルスの影響が落ち着き受注高を伸長させることができたものの、全般的な工期遅れ物件の発生により、前連結会計年度比8.6%増にとどまりました。

メンテナンスサービスは、ディスポーザーの買替需要に対して自社製「CIALAC(シヤラク)」を販売できたことと浄化槽改修工事の獲得により、前連結会計年度比2.6%増となりました。

損益面では、増収および新商品比率の拡大に伴う売上総利益率改善により、6億0百万円のセグメント利益(前連結会計年度比26.2%増)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は22百万円増加し、セグメント利益は6百万円増加しております。

〔機能性セラミック商品事業〕

売上高は、25億49百万円(前連結会計年度比37.6%増)となりました。

前連結会計年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい状況にありましたが、当連結会計年度においては取引先における工場稼働率が急回復するとともに新規取引先との量産が始まるなど、受注面においても活況を示し、増産体制を構築することにより売上高の拡大となりました。

製品群別では、セラフィューム®(積層基板)は前連結会計年度比30.3%増、アルミナ基板は前連結会計年度比68.0%増、OA機器用基板は前連結会計年度比44.4%増、シャイングレーズ®(グレーズ基板)は前連結会計年度比36.3%増となりました。

損益面では、主力の車載用途積層基板の売上拡大が増益に貢献し、また、各製品のベースとなるアルミナ基板製品群やグレーズ基板の受注獲得、売上増加に伴い工場稼働率が大幅に改善したことなどにより、2億41百万円のセグメント利益(前連結会計年度は48百万円の損失)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は71百万円増加し、セグメント利益は58百万円増加しております。

〔陶磁器事業〕

売上高は、12億35百万円(前連結会計年度比16.2%増)となりました。

国内市場は、依然として新型コロナウイルスの影響が継続していることから、前連結会計年度比3.7%増にとどまりました。

海外市場は、北米地区での大型案件や新しい地域での案件を獲得したことにより、前連結会計年度比32.0%増となりました。

損益面では、固定費の圧縮を行う等、収益構造の改善を進めている一方、前述の影響は未だ補いきれず、2億98百万円のセグメント損失(前連結会計年度は4億74百万円の損失)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1百万円減少し、セグメント損失は11百万円減少しております。

当期の配当金につきましては、以上の結果を踏まえ、誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきます。

株主のみなさまには深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資は、白山工場および埼玉工場の生産設備ならびに合理化設備を中心に、総額2億21百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大による落ち込みからの反動により、当社グループの事業活動においても一定の回復が見られましたが、新たな変異株の流行により、日常生活や事業活動の正常化には予断を許さない状況が続いております。

また、足元では原油をはじめ原材料価格の高騰やロシア・ウクライナ情勢の深刻化、急激な円安などによる経済や事業活動への影響など、対処すべき課題の多い環境下におかれております。

当社グループは、2023年3月期を初年度とする3ヶ年中期経営計画を策定しており、本中期経営計画の達成と全社および各事業のミッション・ビジョンの実現に向け、総力を挙げて取り組んでおります。

セグメントごとに取り組むべき課題と対策は、次のとおりです。

〔住設環境機器事業〕

浄化槽

日本国内の人口減少や都市部への人口集中により浄化槽設置基数は減少傾向にあり、業界の動向は厳しい状況ですが、当社グループは、2020年に上市した業界一省エネタイプで施工面でも優位性のある小型浄化槽の拡販により国内シェアの拡大を目指してまいります。施策として、同商品の拡販に向けて営業マネジメントの強化とホームページのリニューアルにより、日本国内約364万基の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換によるリフォーム需要の掘り起こしを進めます。また、産学連携、異業種コラボレーションによって技術開発、商品開発を推進し、次世代商品に向けた基礎研究を開始します。

産業排水処理プラント、ディスポーザー

浄化槽で培った当社グループの水処理技術の応用と特殊排水処理の技術力を持った会社とのコラボレーションにより、新商品の開発を強化します。中長期的には、海外に向けた浄化槽の開発を進め、さらにWebも活用しながら営業拡大を確実に進めてまいります。自社製ディスポーザー「CIALAC(シャラク)」のデベロッパーへの営業を強化し、買替需要も取り込むことによりディスポーザーメーカーとしての地位の確立を目指してまいります。

バンクチェール®

当社グループが取り扱うバンクチェール®(システムバスルーム)は、他社にはない高級バスルームブランドであり、富裕者層中心に需要は今後も伸びていきます。さらなる付加価値を提供するために、お風呂を創るところからアフターまでの一貫したサービスを構築するべく、3Dシミュレーション機能や会員制サービスを充実し、トータルプロデュースできる体制を目指すと同時に新たな収益獲得を目指してまいります。また、住宅で培ったノウハウを用い、これまで以上に非住宅部門(ホテル、介護施設、病院等)に対するニーズを取り込んでいくことで、事業拡大を目指してま

います。

〔機能性セラミック商品事業〕

当社グループが取り扱うセラミック商品は、主に車載用、OA機器用、産業機器用などであり、当該市場では近い将来において、さらなる高度な安全性、優れた環境性能、省エネルギー化に向けた大幅な制度変更や技術的革新の推進が確実にとなっております。これらの状況を踏まえ、より広い視野での市場調査を行うと同時にイノベーションに向けた商品開発に注力してまいります。また、セラミック技術をコアとした長期的な展望に基づいて事業に取り組んでおり、関連の研究開発を推進する中では、パワーデバイス用途を中心とした新規機能基板の開発を推し進めているほか、医療用、高周波用途向けなど新規積層基板の商品開発に努めております。引き続き当社商品の技術的発展をベースとして、社会への貢献度を高めていくことを目指してまいります。

〔陶磁器事業〕

当社グループがこれまでターゲットとしていたホテル・レストラン業界は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、苦戦を強いられております。

そのような状況下においても、「より質の高い商品・サービス提供」に関心が集まっており、当社グループの高品質なボンチャイナ製食器に加え、ハンドペイント等による高いデザイン力を駆使した特注品の提案が受け入れられ、国際コンテストにおいても過去1位を獲得し、当連結会計年度においては5年連続入賞を果たしております。

現在、当社グループのサステナブルな取り組みを発信するオウンドメディアや、高感度なインフルエンサーに訴求するECサイト、コンセプトショップのオープンなどの重要施策の充実に取り組んでおります。また、捨てられるボンチャイナを肥料として再利用する世界初の商品を発表し、サーキュラーエコノミーを実践的に取り組んでおります。これらの施策により、ブランド価値をさらに高め、新しいターゲット層にもファンを増やし、収益基盤の強化に努めてまいります。

＜継続企業の前提に関する重要事象等＞

当社グループでは、2017年3月期以降4期連続で営業黒字および営業キャッシュ・フローのプラスを確保したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により各事業での売上高が低迷し、2021年3月期には重要な営業損失、経常損失および親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなりました。

2022年3月期において、前期比で各事業の業績は回復しているものの、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、主に陶磁器事業の主要顧客である国内ホテル・レストランからの受注が低迷したこと等により、継続して営業損失を計上する結果となりました。

一方で、2022年3月期の営業損失は1億74百万円(2021年3月期は6億27百万円)

となり、前期比で4億53百万円改善しています。また、営業キャッシュ・フローは2億55百万円のプラス(2021年3月期は1億9百万円のマイナス)となりました。これらは、特に住設環境機器事業において営業利益率が従来型に比べて高い省エネ型小型浄化槽「水創り王®」の販売が好調であったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大直後の操業減からの脱却に起因して機能性セラミック商品事業の製品販売が好調であったことによるものであります。これらの販売状況が翌期も継続する見通しであることから、安定的な営業利益を確保するための体制づくりが着実に進展し、従前の中期経営計画で取り組んでいた「収益力の向上」について一定の成果が得られつつあると考えております。また、陶磁器事業においても、足元の需要量や高付加価値のある特注品の受注に応じた製造体制への転換を進め、需要量に応じた製造水準維持による製造費用の削減や製品在庫数量の減少が進展いたしました。陶磁器事業におけるコスト体質の改善が見られたことから、従前の中期経営計画で取り組んでいた「財務体質の強化」についても一定の成果が得られつつあると考えております。

なお、いずれの事業においても2022年3月期末の受注残高は前期末比で増加しております。当該受注残高は2023年3月期における売上高に結びつくことが見込まれます。

次に、資金計画の前提として、当社グループでは2022年3月に2023年3月期を初年度とする3ヶ年中期経営計画を策定いたしました。当該中期経営計画の中では、当社グループの各事業が安定的な営業利益を確保するための施策を講じており、特に当面の資金繰りに関連する2023年3月期の計画において、主に次の施策の実行により営業利益の計上を見込んでおり、資金計画の達成に資するものと考えております。

- ・住設環境機器事業では、小型浄化槽「水創り王®」の拡販を引き続き進めるとともに、2023年3月期に売上計上を予定しているバンクチュール®の大型案件を予定どおり進捗させることで、売上高、営業利益の積み上げを行います。
- ・機能性セラミック商品事業では、特にOA機器用基板の販売拡大に向けて、納入先メーカーとの協議および開発を進展させ、増産に対応するための新たな設備投資を前提に製造販売することで、売上高、営業利益の積み上げを行います。
- ・陶磁器事業では、製造原価低減を推進しつつ、付加価値の高い特注品の販売比率を高めることで、営業利益の改善を行います。

資金計画を達成するためには、取引金融機関との密接な関係の維持が不可欠となります。当社では、必要となる運転資金の確保のために、取引金融機関と当座貸越契約を締結して必要な資金枠を確保しております。そのうえで、取引金融機関への毎月業況および中期経営計画の進捗状況の説明を行い、資金計画を提示しております。

なお、当社の2023年3月期に係る資金計画には、上述の機能性セラミック事業において計画している設備投資を含んでおり、当該設備投資に必要となる新たな資金

についても検討を進めております。

以上の状況により、継続した営業損失の計上を踏まえ継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況は存在していると認識しているものの、その不確実性の解消に向けて従前の中期経営計画で取り組んでいた「収益力の向上」および「財務体質の強化」に一定の成果が見られたこと、かつ、新たに策定された中期経営計画の内容を踏まえて当面の資金繰りへの不安が解消されてきており、新規の設備投資に向けた資金面の検討が進捗していることから、当社グループは継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	期別	第 94 期 (2019年3月期)	第 95 期 (2020年3月期)	第 96 期 (2021年3月期)	第 97 期 (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)		13,741	13,422	11,458	12,577
経常利益または経常損失(△) (百万円)		180	141	△491	△62
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)		134	121	△682	△85
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△) (円)		5.76	5.22	△29.29	△3.68
総 資 産 (百万円)		9,462	9,254	9,003	8,708
純 資 産 (百万円)		1,278	1,413	772	729
1株当たり純資産額 (円)		54.86	60.66	33.16	31.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当連結会計年度より収益認識会計基準等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	所在国	資 本 金	当社の出資比率	主な事業内容
NIKKO CERAMICS, INC.	米国	US\$1,250,000	100.00%	当社商品の販売
ニッコーロジスティクス株式会社	日本	1,000千円	100.00%	当社物流業務

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
住設環境機器事業	浄化槽、ディスポーザ処理システム、システムバスルーム、その他合成樹脂商品、水処理施設の維持管理、多機能建材の製造販売。
機能性セラミック商品事業	アルミナ基板、印刷基板、抵抗用基板、グレーズ基板、低温焼結多層基板、その他機能性セラミック商品関連商品の製造販売。
陶磁器事業	ボンチャイナ、硬質陶器、強化磁器、耐熱磁器、白色強化磁器、還元磁器、陶磁器原料、その他食器関連商品の製造販売。

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

本社	石川県白山市相木町383番地
東京本社	東京都千代田区神田神保町二丁目36番地1 住友不動産千代田ファーストウイング2階
国内生産拠点	白山工場(石川県白山市)、埼玉工場(埼玉県行田市)
国内営業拠点	東京、名古屋、大阪、埼玉ほか
海外営業拠点	NIKKO CERAMICS, INC. (米国)、N&I ASIA PTE LTD. (シンガポール)

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数(連結)	前連結会計年度末比増減
601名	14名減

(注) 従業員数は当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社北國銀行	930百万円
株式会社北陸銀行	810
三谷 充	400
株式会社みずほ銀行	400

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
(2) 発行済株式の総数 23,307,408株 (自己株式864,592株を除く。)
(3) 株主数 5,408名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三谷 充	5,700千株	24.46%
三谷産業株式会社	2,936	12.60
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分 ・TDK株式会社退職給付信託口)	2,416	10.37
公益財団法人三谷育英会	1,123	4.82
株式会社北陸銀行	809	3.47
株式会社北國銀行	809	3.47
三谷株式会社	594	2.55
三井住友海上火災保険株式会社	400	1.72
株式会社みずほ銀行	240	1.03
有限会社北都代 行 社	140	0.60

- (注) 1. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する割合であります。
2. 「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・TDK株式会社退職給付信託口)」名義の株式2,416千株は、TDK株式会社が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであり、議決権についてはTDK株式会社が指図権を留保しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	三谷 充	三谷産業株式会社取締役会長
代表取締役社長	三谷 明子	戦略本部長兼マーケティング室長 NIKKO CERAMICS, INC. 取締役会長
常務取締役	三谷 直輝	バンクチュール事業部長兼人事本部長 NIKKO CERAMICS, INC. 取締役
取締役	森 浩一	三谷産業株式会社常務取締役
取締役	長谷 勲	水創り事業部長
取締役	池田 聡	機能性セラミック商品事業部長
取締役	布川 一哉	サービス本部長 ニッコーロジスティクス株式会社代表取締役社長
取締役	岩田 隆次	
取締役	原 丈人	
取締役	武山 政直	
常勤監査役	吉田 伸	
監査役	澤 滋	三谷産業イー・シー株式会社取締役会長
監査役	松田 均	
監査役	村瀬 孝子	鳥飼総合法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役岩田隆次氏、原丈人氏および武山政直氏は、社外取締役であります。
 2. 当社は、取締役岩田隆次氏、原丈人氏および武山政直氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 監査役澤滋氏、松田均氏および村瀬孝子氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役澤滋氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い見識を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当事業年度中に以下の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動がありました。

氏名	(新)	(旧)	異動年月日
三谷 明子	代表取締役社長 戦略本部長兼マーケティング室長 NIKKO CERAMICS, INC. 取締役会長	代表取締役社長 陶磁器事業部長兼戦略本部長兼マーケティング室長 NIKKO CERAMICS, INC. 取締役会長	2021年4月1日

氏名	(新)	(旧)	異動年月日
布川 一哉	取締役 サービス本部長 ニッコーロジスティクス株式会社代表取締役社長	取締役 サービス本部長兼総務部長 兼経営企画部長 ニッコーロジスティクス株式会社代表取締役社長	2022年1月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、定款所定の金額である3百万円または報酬の2年分のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用および損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬に関する基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、取締役会で決議しております。当該方針の内容は次のとおりであります。

当社グループは、経営理念「お客さまに選ばれる会社になることを目指して」挑戦・信頼・知恵の実践を通じて持続的かつ中長期的な企業価値の増大を実現するため、透明性・公平性を保ちつつ、迅速な意思決定を行うとともに、社員、顧客、仕入先、株主、地域社会、地球といったすべての社中※に貢献することにより企業価値を上げ、社会的責任を果たしていくことを基本方針としております。当社は、役員報酬制度を、企業価値の持続的な向上を図るために、持続的な成長に不可欠な人材を確保・維持し、動機付けるための重要な仕組みの一つと位置付け、以下のように構成・運用しております。取締役の報酬額は、賞与、月額報酬、退職慰労金で構成されております。

※社中とは、志を同じくして事業を成功に導く仲間のことを意味します。根本には協力、協調の精神が漂っているところがステークホルダーと異なります。一般によく使われるステークホルダーは、英米の経営学書で使われる用語の直訳で、利害関係者を意味しますので、構成員はもともと利害が相反するものとする意味合いを持っております。

具体的な金額は、次のとおり決定しています。

- イ. 賞与 会社業績に応じて、当該取締役の役位や職務責任等を考慮して決定しております。
- ロ. 月額報酬 当該取締役の役位や職務責任等に基づき決定しております。
- ハ. 退職慰労金 役員退職慰労金内規の定めに従い、決定しています。

なお、当社の現在の報酬体系は、固定報酬および非金銭報酬で、業績連動報酬は導入しておりません。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、2020年6月25日開催の第95回定時株主総会において年額3億円以内(うち、社外取締役年額50百万円以内)と決議いただいております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、当社が賃貸借契約により借上げた社宅の賃料と社宅使用料との差額を非金銭報酬として取り扱う。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は3名)であります。

当社監査役の報酬の額は、2020年6月25日開催の第95回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社取締役の個別の報酬等の額の決定は取締役会ではなく、取締役会の決議により三谷明子代表取締役社長に一任しております。これらの権限を委任した理由は、三谷明子代表取締役社長が当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業を評価できることによります。

取締役の個別の報酬額については、三谷明子代表取締役社長が上記限度額の範囲内で、それぞれの役員等級、担当責任分野、各人の業績等により決定しております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			支給人員 (名)
		固定報酬等	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	50 (4)	47 (4)	— (—)	2 (—)	9 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18 (7)	18 (7)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	68 (12)	66 (12)	— (—)	2 (—)	13 (5)

- (注) 1. 非金銭報酬につきましては、当社が賃貸借契約により借上げた社宅の賃料と社宅使用料との差額を支給しております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分の給与として25百万円を支払っております。
3. 上記金額のほか、事業年度末在任の取締役および監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額は、10百万円(取締役10名8百万円、監査役4名1百万円)であります。
4. 当事業年度末現在の員数は、取締役10名(うち社外取締役3名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

⑤業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は導入しておりません。

⑥非金銭報酬等の内容

株式報酬は導入しておりません。取締役1名に対して、当社が賃貸借契約により借上げた社宅の賃料と社宅使用料との差額2百万円を非金銭報酬として取り扱っております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先との関係
監査役	澤 滋	三谷産業イー・シー株式会社	取締役会長	当社は三谷産業イー・シー株式会社との間に燃料等の購入等の取引関係があります。また、同社は三谷産業株式会社の連結子会社であります。
監査役	村瀬 孝子	鳥飼総合法律事務所	パートナー 弁護士	当社は鳥飼総合法律事務所の代表弁護士である鳥飼重和弁護士との間で顧問契約を締結しております。

②会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	岩 田 隆 次	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、期待される役割に基づき経営者および大学客員教授として培われた豊富な経験と知見により、経営意思決定の健全性・透明性の向上および経営監督の強化という観点から、当社の経営について意見および発言を適宜行っております。
	原 丈 人	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、期待される役割に基づき経営者および大学客員教授として培われた豊富な経験と知見により、経営意思決定の健全性・透明性の向上および経営監督機能の強化という観点から、当社の経営について意見および発言を適宜行っております。
	武 山 政 直	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、期待される役割に基づき経済学教授としての専門的知見と実務経験により、経営意思決定の健全性・透明性の向上および経営監督の強化という観点から、当社の経営について意見および発言を適宜行っております。
監 査 役	澤 滋	当事業年度開催の取締役会12回のすべておよび監査役会6回のすべてにそれぞれ出席し、経営者として培われた豊富な経験と知見ならびに財務および会計に関する知見に基づき、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
	松 田 均	当事業年度開催の取締役会12回のすべておよび監査役会6回のすべてにそれぞれ出席し、上場会社の役員として培われた豊富な経験と知見に基づき、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
	村 瀬 孝 子	当事業年度開催の取締役会12回のすべておよび監査役会6回のすべてにそれぞれ出席し、弁護士としての専門的知見と実務経験に基づき、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および監査報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

当社は経営の効率性を高め、迅速な意思決定を実践して企業価値を向上させ、事業活動にかかわるすべての関係者の信頼を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。また、経営監視機能の強化、法令遵守を徹底して、経営の透明性、健全性の確保を図っております。なお、当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス基本規程を定めております。

代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を2013年3月に設置し、従来まであったコンプライアンス委員会を統合しました。リスクマネジメント委員会において、内部統制システムの構築・維持・向上を推進し、各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行っております。

なお、2006年6月にコンプライアンス規程を制定・施行し、法令遵守はもとより社内規程および社会倫理の遵守の徹底を図っております。

- ② コンプライアンスの統括部署として、CSR推進課を設置しており、2012年10月からは、それにかえて本社管理部門下に法務部(コンプライアンスの推進、コンプラ

イアンス教育の実施)および内部統制部(リスクマネジメント、内部統制活動の推進)を設置しておりましたが、2019年10月からは、内部統制部をITソリューション部と改称し、社長直下の独立部門として設置しております。また、内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置くこととし、2006年10月より監査室を設置しております。

- ③ 取締役は当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに常勤監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会および経営会議において報告するものとしております。
- ④ 監査役は当社グループの法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を取締役に求めるものとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で10年間保存・管理することとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループの業務施行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとしております。
 - i …自然災害によるリスク
地震・台風・洪水・雪害等の自然災害に起因して、当社グループの事業活動に影響が及ぶ可能性があります。
 - ii …業務事故によるリスク
業務活動に起因して、火災の発生や、製品事故等により得意先や消費者に損害を与え、損害賠償等が発生する可能性があります。
 - iii …財務に関するリスク
取引先の倒産や不良債権等で財務的な問題が発生する可能性があります。
 - iv …戦略に関するリスク
中長期的な計画において重大な事態が生じる場合や敵対的買収、上場廃止等事業戦略に問題が発生する可能性があります。
 - v …経済・社会的要因に関するリスク
為替、株価の大幅な変動、資材等の値上げ、重要調達先の喪失等、当社グループに起因しない事で損害を被る可能性があります。
 - vi …法務に関するリスク
コンプライアンスに反し、または第三者による違法行為によって当社グループの事業活動に影響が及ぶ可能性があります。
 - vii …内部的要因に関するリスク
重大な労働災害や、社員等の故意または悪意に基づく行動により、当社グループの事業活動に影響が及ぶ可能性があります。

viii…外部人的要因に関するリスク

第三者による故意または悪意による攻撃、反社会的勢力からの不当要求、パンデミックなどの病気の蔓延等で当社グループの事業活動に影響が及ぶ可能性があります。

- ② リスク管理体制の基礎として、2007年3月にリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。またリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスクについての事前の対策活動を実施しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営会議を月1回開催し、当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議(MS会)において議論を行い、その審議を経て執行決定を行っております。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および職務権限規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定めることとしております。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団における業務の適正を確保するため、子会社各社の内部統制の構築・運用の状況を監視し、子会社各社より報告を受けることとしております。

- ① 取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、常勤監査役に報告するものとしております。
- ② 子会社が、当社からの経営管理や経営指導内容について法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、常勤監査役に報告するものとし、常勤監査役は改善策の策定を取締役に求めることとしております。なお、監査室の設置後は、子会社は監査室に報告することとし、監査室は直ちに常勤監査役に報告を行うとともに意見を述べ、常勤監査役は改善策の策定を取締役に求めることとしております。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が常勤監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について常勤監査役に都度報告するものとしております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人

に対して報告を求めることができることとしております。

- ② 社内通報制度による通報者からの通報内容は、受付窓口である弁護士事務所を通じて、常勤監査役に報告する制度になっております。
- ③ 取締役および使用人は、通報制度による通報および監査役への報告により不利益を受けることはないものとしております。
- ④ 監査役は必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとしております。

(7) **監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めたときは、これに応じます。また、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとしております。

[内部統制システムの運用状況の概要について]

(1) **取締役の職務執行**

取締役は、取締役会を年間12回開催したほか、会社法第370条に基づく書面による取締役会決議を年間1回行い、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。

(2) **監査役の監査**

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本社および事業部において業務および財産の状況を調査して、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

(3) **使用人の職務執行**

- ① 経営理念および倫理憲章に基づき、体制および規程を整備し、使用人に周知しております。また、毎月1回、全使用人に対してコンプライアンス教育を行い、法令および規程遵守の徹底を図ることとしております。当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、毎月の開催が極めて困難な状況であったことから、「密閉」「密集」「密接」といういわゆる「三密」を避ける座学会議室の確保およびオンライン会議システムの導入などの感染予防措置を講じた後、各月の感染状況を踏まえて、年間8回、コンプライアンス教育を行いました。
- ② 監査室は、年間監査計画に基づいて、内部統制の整備・運用状況の評価を実施するとともに、内部監査を実施することにより、リスク管理体制の確保に努めております。

(注)本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,683	流 動 負 債	6,102
現金及び預金	974	支払手形及び買掛金	2,487
受取手形、売掛金及び契約資産	2,059	短期借入金	2,200
商品及び製品	1,340	1年内償還予定の社債	40
仕掛品	669	1年内返済予定の長期借入金	99
未成工事支出金	230	リース債務	70
原材料及び貯蔵品	366	未払法人税等	55
その他	51	契約負債	486
貸倒引当金	△9	賞与引当金	168
固 定 資 産	3,024	製品保証引当金	62
有形固定資産	2,772	その他	433
建物及び構築物	1,268	固 定 負 債	1,876
機械装置及び運搬具	292	社 債	100
工具、器具及び備品	89	長期借入金	240
土地	955	リース債務	39
リース資産	105	繰延税金負債	3
建設仮勘定	62	役員退職慰労引当金	67
無形固定資産	41	退職給付に係る負債	1,315
投資その他の資産	210	その他	109
投資有価証券	99	負 債 合 計	7,979
その他	113	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△2	株 主 資 本	806
		資 本 金	3,470
		資 本 剰 余 金	1,584
		利 益 剰 余 金	△3,910
		自 己 株 式	△338
		その他の包括利益累計額	△76
		その他有価証券評価差額金	0
		為替換算調整勘定	△99
		退職給付に係る調整累計額	21
		純 資 産 合 計	729
資 産 合 計	8,708	負 債 純 資 産 合 計	8,708

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		12,577
売上原価		8,903
売上総利益		3,674
販売費及び一般管理費		3,848
営業損失		174
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	61	
持分法による投資利益	3	
為替差益	44	
その他	40	149
営業外費用		
支払利息	24	
有形売却損	4	
売掛債権譲渡損	6	
その他	3	38
経常損失		62
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産除却損	3	3
税金等調整前当期純損失		61
法人税、住民税及び事業税	24	
法人税等調整額	△0	23
当期純損失		85
親会社株主に帰属する当期純損失		85

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,470	1,584	△3,873	△338	842
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			49		49
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,470	1,584	△3,824	△338	891
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△85		△85
株主資本以外の項目の 連結会計年度中 の変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△85	—	△85
当 期 末 残 高	3,470	1,584	△3,910	△338	806

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	0	△106	36	△70	772
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					49
会計方針の変更を反映した当期首残高	0	△106	36	△70	821
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失					△85
株主資本以外の項目の 連結会計年度中 の変 動 額 (純 額)	0	7	△14	△6	△6
連結会計年度中の変動額合計	0	7	△14	△6	△92
当 期 末 残 高	0	△99	21	△76	729

連結注記表

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および以下の連結注記表の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および名称

2社 NIKKO CERAMICS, INC.、ニッコーロジスティクス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数および関連会社名

1社 N&I ASIA PTE LTD.

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(ただし、在外連結子会社の商品は低価法によっております。)

a 製品・仕掛品 総平均法

b 商品・原材料・貯蔵品 移動平均法

(ただし、在外連結子会社の商品については、先入先出法によっております。)

c 未成工事支出金 個別法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物 定額法

建物以外の有形固定資産 定率法

(ただし、国内連結子会社では、1998年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定率法を採用しております。また、当社および国内連結子会社では、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。)

在外連結子会社では、定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内利用期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社では、定額法を採用しております。

③リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(ただし、残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

使用人および使用人兼務役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担に属する金額を計上しております。

在外連結子会社では、賞与支給の制度はありません。

③製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎としたクレーム費用の発生見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員および執行役員退職により支給する退職慰労金にあてるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要な収益および費用の計上基準

当社グループは収益認識会計基準等を当連結会計年度より適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

ファイナンス・リース取引に係る収益および費用の計上基準については、リース

料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

①会計方針の変更の内容および理由

収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、従来、営業外収益に計上していた屑廃材売却益等については、顧客へ移転した財の対価として受け取るものであることから、売上高として計上することとしました。さらに、従来、営業外費用に計上していた売上割引の一部については、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。また、顧客への財の提供において、当該財を当社が支配していない場合には、代理人取引として顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方

針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

②連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表の利益剰余金の当期首残高は49百万円増加し、連結損益計算書の売上高は92百万円増加し、売上原価は15百万円増加し、営業損失は76百万円減少し、経常損失および税金等調整前当期純損失はそれぞれ6百万円減少しております。

また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は49百万円増加しております。1株当たり当期純損失ならびに1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

③会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」に含まれる「未成工事受入金」および「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

①会計方針の変更の内容および理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

②連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記して表示していた「助成金収入」(当連結会計年度は11百万円)は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」および「為替差益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記して表示しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

(工事契約に係る一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事契約に係る一定の期間にわたり充足される履行義務について認識した収益額

は、61億7百万円(連結売上高に占める割合は48.6%)であります。

②連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

連結注記表「収益認識に関する注記 2. 収益を理解するための基礎となる情報」に記載した内容と同一であります。

b 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務について、工事原価総額を見積り、連結会計年度末における履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要があります。

当社グループの住設環境機器事業は、主に浄化槽設置工事、ディスポーザー処理システム設置工事、バンクチュール®(システムバスルーム)設置工事等を請け負うものであり、作業内容等に基づき、工事原価総額を見積もっておりますが、工事契約の着手後に判明する事実の顕在化や現場の状況の変化によって作業内容等が変更となる可能性があります。

上記の収益認識の基礎となる工事原価総額の見積りには、工事等の完成のために必要となる作業内容を主要な仮定として作成した実行予算を使用しております。

c 翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度の収益認識基準の適用のために行った工事原価総額の見積りに、翌連結会計年度において変更が生じた場合には、当該変更に伴う収益の増加または減少は翌連結会計年度の連結計算書類に反映されます。

連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権の残高および契約資産の残高は、それぞれ次のとおりであります。

受取手形	46百万円
売掛金	1,885百万円
契約資産	127百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,138百万円

3. 担保提供資産および担保付債務

(1) 銀行の担保に供している資産は次のとおりであります。

有形固定資産	1,912百万円
--------	----------

(2) 上記に対応する債務は次のとおりであります。

長期借入金 (1年内返済予定を含む)	340百万円
短期借入金	1,400百万円
割引手形	235百万円

4. 圧縮記帳

国庫補助金による有形固定資産の圧縮記帳累計額は、建物及び構築物1百万円、機械装置及び運搬具7百万円であります。

5. 受取手形割引残高	266百万円
6. 保証債務	
下記の関係会社の信用状(L/C)に対する保証債務	
N&I ASIA PTE LTD.	36百万円

連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額	12,577百万円
------------------------	-----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	24,172,000	—	—	24,172,000

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されているため、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金およびリース債務は主に投融資、設備投資ならびに営業取引に係る資金調達であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注)を参照ください。)。また、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3	3	—
資産計	3	3	—
(1) 社債(※1)	140	140	—
(2) 長期借入金(※2)	340	338	△1
負債計	480	478	△1

(※1)1年以内償還予定の社債については、社債に含めて表示しております。

(※2)1年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	29
関係会社株式	66

上記については、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が

最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	3	—	—	3
資産計	3	—	—	3
社債	—	—	—	—
長期借入金	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
社債	—	140	—	140
長期借入金	—	338	—	338
負債計	—	478	—	478

(注)時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

社債

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	住設環境 機器事業	機能性 セラミック 商品事業	陶磁器事業	
一時点で移転される財およびサービス	2,684	2,549	1,235	6,469
一定の期間にわたり移転される財およびサービス	6,107	—	—	6,107
顧客との契約から生じる収益	8,792	2,549	1,235	12,577
その他の収益	—	—	0	0
外部顧客への売上高	8,792	2,549	1,235	12,577

(注) 住設環境機器事業の一定の期間にわたり移転される財およびサービスには、代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識した財およびサービスを含んでおります。

その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主な顧客との契約から生じる収益の内容は、以下のとおりであります。

商品および製品の販売に係る収益については、主に住設環境機器事業における浄化槽、ディスポーザー処理システム等の販売、機能性セラミック商品事業におけるセラフィューユ®(積層基板)、アルミナ基板、OA機器用基板等の販売、陶磁器事業におけるボンチャイナ、硬質陶器等食器関連製品の販売が含まれ、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものと判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷時から当該商品および製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるとして判断し、出荷時に収益を認識しております。また、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の純額で取引価格を算定しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、通常、商品の引渡し後、概ね1ヶ月で支払期日が到来し、重大な金融要素は含まれておりません。

工事契約に係る収益については、主に住設環境機器事業における浄化槽設置工事、ディスポーザー処理システム設置工事、バンクチュール®(システムバスルーム)設置工

事等の請負が含まれ、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。これらの履行義務に対する対価は、通常、商品の引渡し後、概ね1ヶ月で支払期日が到来し、重大な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権

受取手形及び売掛金 1,931百万円

契約資産 127百万円

契約負債 486百万円

(注) 契約負債は、主に工事契約や浄化槽のメンテナンスサービス契約にかかる顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、5億40百万円であります。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1年以内 639百万円

1年超2年以内 252百万円

2年超3年以内 78百万円

合計 970百万円

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 31円29銭

2. 1株当たり当期純損失 3円68銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,775	流 動 負 債	6,083
現金及び預金	937	支払手形	395
受取手形	46	買掛金	2,087
売掛金	1,891	短期借入金	2,200
契約資産	127	1年内償還予定の社債	40
商品及び製品	1,325	1年内返済予定の長期借入金	99
仕掛品	669	リース債務	70
未成工事支出金	230	未払金	316
原材料及び貯蔵品	366	未払費用	28
その他	182	未払法人税等	54
貸倒引当金	△2	預り金	22
固 定 資 産	4,554	契約負債	477
有形固定資産	2,647	賞与引当金	168
建物	1,252	製品保証引当金	62
構築物	15	その他	60
機械及び装置	292	固 定 負 債	3,625
車両及び運搬具	0	社債	100
工具、器具及び備品	88	長期借入金	240
土地	830	リース債務	39
リース資産	105	繰延税金負債	3
建設仮勘定	62	退職給付引当金	1,337
無形固定資産	41	役員退職慰労引当金	67
特許権	1	関係会社事業損失引当金	1,727
電話加入権	17	その他	109
ソフトウェア	17	負 債 合 計	9,709
リース資産	5	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,866	株 主 資 本	620
投資有価証券	32	資本金	3,470
関係会社株式	6	資本剰余金	1,584
出資金	0	資本準備金	1,063
関係会社長期貸付金	1,720	その他資本剰余金	521
その他	108	利益剰余金	△4,095
貸倒引当金	△1	その他利益剰余金	△4,095
		繰越利益剰余金	△4,095
		自己株式	△338
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資 産 合 計	10,330	純 資 産 合 計	621
		負 債 純 資 産 合 計	10,330

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		12,481
売上原価		8,887
売上総利益		3,594
販売費及び一般管理費		3,788
営業損失		194
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	61	
為替差益	46	
その他	34	143
営業外費用		
支払利息	24	
有形売却損	4	
売掛債権譲渡損	6	
その他	3	38
経常損失		89
特別利益		
固定資産売却益	4	
関係会社事業損失引当金戻入額	1	5
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社事業損失引当金繰入額	2	5
税引前当期純損失		90
法人税、住民税及び事業税	24	
法人税等調整額	△0	23
当期純損失		113

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	3,470	1,063	521	△4,030
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				49
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,470	1,063	521	△3,981
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
当 期 純 損 失				△113
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△113
当 期 末 残 高	3,470	1,063	521	△4,095

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△338	685	0	685
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		49		49
会計方針の変更を反映した当期首残高	△338	734	0	734
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
当 期 純 損 失		△113		△113
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			0	0
事業年度中の変動額合計	—	△113	0	△113
当 期 末 残 高	△338	620	0	621

個別注記表

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および以下の個別注記表の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

①製品・仕掛品 総平均法

②商品・原材料・貯蔵品 移動平均法

③未成工事支出金 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物 定額法

建物以外の有形固定資産 定率法

(ただし、2016年4月1日以降取得した構築物については、定額法を採用しております。)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～57年

機械及び装置 7～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内利用期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(ただし、残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

使用人および使用人兼務役員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担に属する金額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品のクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎としたクレーム費用の発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員および執行役員の退職により支給する退職慰労金にあてるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

債務超過の解消に長期間を要すると判断される関係会社の損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な収益および費用の計上基準

当社は収益認識会計基準等を当事業年度より適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点については、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

ファイナンス・リース取引に係る収益および費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準の適用)

①会計方針の変更の内容および理由

収益認識会計基準等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込

まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、従来、営業外収益に計上していた屑廃材売却益等については、顧客へ移転した財の対価として受け取るものであることから、売上高として計上することとしました。さらに、従来、営業外費用に計上していた売上割引の一部については、顧客に支払われる対価として売上高から減額しております。また、顧客への財の提供において、当該財を当社が支配していない場合には、代理人取引として顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

②計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方と比べて、当事業年度の貸借対照表の利益剰余金の当期首残高は49百万円増加し、損益計算書の売上高は92百万円増加し、売上原価は15百万円増加し、営業損失は76百万円減少し、経常損失および税引前当期純損失はそれぞれ6百万円減少しております。

また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は49百万円増加しております。1株当たり当期純損失ならびに1株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

③会計方針の変更に伴う表示方法の変更

前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未成工事受入

金」および「その他」に含まれる「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

①会計方針の変更の内容および理由

時価の算定に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しております。

時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

②計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

(4) 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記して表示していた「助成金収入」(当事業年度は5百万円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」および「為替差益」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記して表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	262百万円
短期金銭債務	136百万円
2. 取締役に対する金銭債務	
短期借入金	400百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	10,939百万円
4. 担保提供資産および担保付債務	
(1)銀行の担保に供している資産は次のとおりであります。	
有形固定資産	1,912百万円
(2)上記に対応する債務は次のとおりであります。	
長期借入金	340百万円
(1年内返済予定を含む)	
短期借入金	1,400百万円
割引手形	235百万円
5. 圧縮記帳	
国庫補助金による有形固定資産の圧縮記帳累計額は、建物1百万円、機械及び装置7百万円であります。	
6. 受取手形割引残高	266百万円
7. 保証債務	
下記の関係会社の信用状(L/C)に対する保証債務	
N&I ASIA PTE LTD.	36百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	営業収益	421百万円
	営業費用	422百万円
	営業取引以外の取引高	1百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	864,592	—	—	864,592

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	51百万円
製品保証引当金	18百万円
会員権評価損	0百万円
減損損失	9百万円
退職給付引当金	407百万円
貸倒引当金	1百万円
棚卸資産有税処理額	110百万円
役員退職慰労引当金	20百万円
資産除去債務	30百万円
繰越欠損金	627百万円
関係会社株式評価損	263百万円
関係会社事業損失引当金	526百万円
その他	29百万円
小計	2,097百万円
評価性引当額	△2,097百万円
繰延税金資産の合計	—百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	0百万円
建物(資産除去債務)	3百万円
繰延税金負債の合計	3百万円
繰延税金負債の純額	3百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(法人)	三谷産業株式会社	石川県金沢市	4,808百万円	情報システム、樹脂・エレクトロニクス、化学品の販売、空調設備工事の設計施工	被所有直接 12.61% [34.44%]	製品の販売、原材料の仕入等役員の兼任	原材料の仕入(注)1	254	買掛金	129

- (注) 1. 材料の購入については、市場価格を参考に価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。
 2. 議決権等の被所有割合の[]内は緊密な者の所有割合で外数であります。
 3. 取引金額は消費税等抜き、期末残高は消費税等を含めて記載しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	NIKKO CERAMICS, INC.	米国ニュージャーシー州	1,250千USドル	陶磁器の販売 物流業務	所有直接 100.00%	製品の販売 資金の援助 役員の兼任	製品の販売(注)1	200	売掛金	112
子会社	ニッコーロジスティクス株式会社	石川県白山市	1百万円	当社物流業務	所有直接 100.00%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取(注)2	1	関係会社 長期貸付金	1,720
							CMS預け金(注)3	2	預け金	131

- (注) 1. NIKKO CERAMICS, INC. に対する製品の販売価格については、同社の財政状態および利益水準を勘案して取引条件を決定しております。
 2. ニッコーロジスティクス株式会社に対する資金の貸付については、同社の財政状態および利益水準を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 3. ニッコーロジスティクス株式会社に対する資金の預託については、グループ内の資金需要に応じたキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)と同等の取扱いをしており、無利息で預託しております。なお、取引の実態を明瞭に開示するため、CMS預け金の取引金額は純額で表示しております。

3. 役員等

種 類	会社等の名称 または 氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員 および 主要 株主	三谷 充	—	—	当社取締役 会長	被所有 直接 24.48%	資金の借入	資金の 借入	400	短期 借入金	400
							資金の 返済	400		
							利息の 支払	5	前払費用	0

(注) 借入金利率は、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 26円65銭
2. 1株当たり当期純損失 4円89銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ニッコー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高野 浩一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 修

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッコー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ニッコー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高木 修
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッコー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ニッコー株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田 伸 (印)

社外監査役 澤 滋 (印)

社外監査役 松田 均 (印)

社外監査役 村瀬 孝子 (印)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="586 209 1034 480">1. <u>現行定款第15条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および<u>変更案第15条</u> (電子提供措置等) の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号) 附則第1条</u>ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「<u>施行日</u>」という) から効力を生ずるものとする。<li data-bbox="586 488 1034 616">2. <u>前項の規定にかかわらず</u>、<u>施行日から6か月以内の日</u>を株主総会の日とする株主総会については、<u>現行定款第15条</u>はなお効力を有する。<li data-bbox="586 624 1034 751">3. <u>本附則は</u>、<u>施行日から6か月を経過した日</u>または<u>前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後</u>にこれを削除する。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	三谷 充 (1954年11月13日生)	1975年1月 三谷産業株式会社取締役 1982年1月 当社取締役 1990年6月 三谷産業株式会社代表取締役社長 2007年6月 同社代表取締役会長 2012年4月 当社取締役会長(現任) 2015年11月 当社取締役会長兼代表取締役社長 2016年1月 当社監査室長 2017年6月 三谷産業株式会社取締役会長(現任)	5,700,400株
<取締役候補者とした理由> 三谷充氏は、取締役会長として強いリーダーシップにより当社グループの持続的な成長および変革を牽引しており、また、当社のその他の関係会社である三谷産業株式会社およびその関係会社の経営者として長年の間に培った豊富な経験、知見および実績を有しており、当社グループの企業価値向上を強力に推進するために適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	み たに あき こ 三 谷 明 子 (1959年4月20日生)	1984年2月 有限会社北都代行政社代表取締役 社長(現任) 2010年5月 財団法人(現公益財団法人) 三谷育英会代表理事(現任) 財団法人(現公益財団法人) 三谷研究開発支援財団代表理事 (現任) 2011年6月 当社取締役 2012年6月 当社陶磁器事業部マーケティング 部管掌 2012年8月 当社戦略統括部(現戦略本部)長 兼マーケティング室長(現任) 2013年6月 NIKKO CERAMICS, INC. 担当 2014年6月 当社常務取締役 NIKKO CERAMICS, INC. 取締役会長 (現任) 2016年6月 当社代表取締役社長(現任) 当社監査室長 2018年9月 当社陶磁器事業部長	128,200株
<取締役候補者とした理由> 三谷明子氏は、代表取締役社長として強いリーダーシップにより当社グループの経営体質改善を牽引しており、また、事業部門、戦略部門、内部統制部門の責任者を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの企業価値向上を強力に推進するために適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	み たに なお き 三 谷 直 輝 (1988年5月24日生)	2012年4月 株式会社平野デザイン設計入社 2013年12月 同社退社 2014年2月 当社入社 2015年6月 当社取締役人事本部長 2017年6月 当社常務取締役人事本部長(現任) 2017年8月 当社バンクチュール事業部長(現任) 2019年6月 NIKKO CERAMICS, INC. 取締役(現任)	130,300株
<p><取締役候補者とした理由> 三谷直輝氏は、事業部門、人事労務部門、人材育成部門の責任者を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの組織力および企業体質を強化するために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			
4	もり こう いち 森 浩 一 (1960年10月31日生)	1984年4月 三谷産業株式会社入社 2012年6月 同社取締役 2014年8月 当社上席執行役員営業推進担当 2015年2月 当社上席執行役員営業推進担当兼ムッシュ営業部長 2015年6月 当社取締役(現任) 営業推進担当兼ムッシュ営業部長 2017年6月 三谷産業株式会社常務取締役(現任)	11,400株
<p><取締役候補者とした理由> 森浩一氏は、営業部門、情報システム部門の責任者を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの成長戦略を推進するために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p style="text-align: center;">は せ いさお 長 谷 勲 (1964年12月12日生)</p>	<p>1987年4月 当社入社</p> <p>2007年12月 当社住設環境機器事業部浄化槽営業統括部長</p> <p>2008年1月 当社執行役員住設環境機器事業部浄化槽営業統括部長</p> <p>2012年4月 当社執行役員住設環境機器事業部副事業部長兼浄化槽営業統括部長</p> <p>2012年11月 当社執行役員住設環境機器事業部長</p> <p>2014年2月 当社執行役員住設環境機器事業部長兼環境エネルギー機器部長</p> <p>2015年4月 当社執行役員住設環境機器事業部長兼浄化槽第2営業部長兼環境エネルギー機器部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員水創り事業部長兼浄化槽兼浄化槽第2営業部長兼環境エネルギー機器部長</p> <p>2016年7月 当社執行役員水創り事業部長兼浄化槽第2営業部長兼環境エネルギー機器部長兼保守点検管理部長</p> <p>2016年9月 当社執行役員水創り事業部長兼浄化槽第2営業部長兼広域浄化槽営業部長兼環境エネルギー機器部長兼保守点検管理部長</p> <p>2017年6月 当社取締役水創り事業部長兼浄化槽第2営業部長兼広域浄化槽営業部長兼環境エネルギー機器部長兼保守点検管理部長</p> <p>2019年4月 当社取締役水創り事業部長(現任)</p>	15,466株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>長谷勲氏は、事業部門、営業部門、資材調達部門の責任者を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの成長戦略を推進するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
6	いけ だ さとし 池 田 聡 (1971年5月21日生)	1995年3月 当社入社 2006年9月 当社電子セラミック事業部(現機能性セラミック商品事業部)製造部次長心得 2008年9月 三谷産業株式会社出向(AUREOLE BUSINESS COMPONENTS & DEVICES INC. Factory Manager) 2011年4月 当社電子セラミック事業部(現機能性セラミック商品事業部)営業部次長心得 2011年7月 当社電子セラミック事業部(現機能性セラミック商品事業部)営業部次長 2012年10月 当社電子セラミック事業部(現機能性セラミック商品事業部)営業部長 2014年1月 当社機能性セラミック商品事業部副事業部長兼営業部長 2015年6月 当社執行役員機能性セラミック商品事業部長兼営業部長 2017年6月 当社取締役機能性セラミック商品事業部長兼営業部長 2018年4月 当社取締役機能性セラミック商品事業部長(現任)	3,400株
<取締役候補者とした理由> 池田聡氏は、事業部門、技術部門、品質保証部門、研究開発部門、設備投資部門の責任者を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの製品開発および生産革新を牽引するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
7	ぬの かわ かず や 布 川 一 哉 (1959年2月9日生)	2014年4月 当社入社 当社サービス本部長兼総務部長 2014年11月 当社執行役員サービス本部長兼 総務部長 2015年12月 当社執行役員サービス本部長兼 総務部長兼内部統制部長兼資材 部長 ニッコーロジスティクス株式会 社代表取締役社長(現任) 2017年6月 当社取締役サービス本部長兼総 務部長兼内部統制部長兼資材部 長 2018年9月 当社取締役サービス本部長兼総 務部長兼資材部長 2019年10月 当社取締役サービス本部長兼総 務部長 2020年5月 当社取締役サービス本部長兼総 務部長兼経営企画部長 2022年1月 当社取締役サービス本部長(現 任)	7,200株
<取締役候補者とした理由> 布川一哉氏は、総務部門、財務部門、資材調達部門、経営企画部門、内部統制部門 の責任者を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、当社グループの企業価値の 向上を推進するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	いわ た りゅう じ 岩 田 隆 次 (1951年1月8日生)	2011年6月 当社取締役(現任) 2013年12月 国立大学法人東京藝術大学 特任教授 2017年3月 中華人民共和国福州大学客員教 授(現任) 2017年6月 国連プロジェクト・サービス機 関シニアアドバイザー(現任) 2018年10月 中華人民共和国浙江工商大学客 員教授(現任) 2020年1月 公立大学法人大阪アドバイザー ーボード委員(現任) 2020年9月 国立大学法人東京大学工学系研 究科技術経営戦略学専攻共同研 究員(現任)	1,000株
<社外取締役候補者とした理由> 岩田隆次氏は、経営者および大学客員教授として豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するとともに必要な監督機能を期待できるため、社外取締役候補者といいたしました。			
9	はら じょう じ 原 丈 人 (1952年10月10日生)	1985年4月 アライアンス・フォーラム 財団設立(現会長) 2015年6月 当社取締役(現任) 2015年7月 大阪大学医学部大学院招聘教授 2017年4月 香港政府HKSTP特別顧問(現任) 2017年7月 香港中文大学経営学大学院招聘 教授(現任) 2018年9月 香港理工大学総長経営諮問国際 顧問(現任) 2019年6月 江崎グリコ株式会社社外取締役 (現任) 2020年7月 公立大学法人大阪アドバイザー ーボード委員(現任) 2020年12月 香港中文大学医学部大学院名誉 教授(現任) 2021年4月 大阪市立大学医学部大学院特別 客員教授(現任)	0株
<社外取締役候補者とした理由> 原丈人氏は、経営者および大学客員教授として豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するとともに必要な監督機能を期待できるため、社外取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
10	たけ やま まさ なお 武 山 政 直 (1965年6月12日生)	1999年4月 武蔵工業大学(現東京都市大学) 環境情報学部助教授 2003年4月 慶應義塾大学経済学部准教授 2007年4月 慶應義塾大学大学院経済学研究 科委員(現任) 2008年4月 慶應義塾大学経済学部教授(現任) 2012年4月 慶應義塾大学グローバルセキュ リティ研究所副所長 2014年8月 内閣府経済財政諮問会議政策 コメンテータ委員会委員 2015年6月 当社取締役(現任) 2017年4月 内閣府経済財政諮問会議政策 コメンテーター 慶應義塾大学グローバルリサー チインスティテュート上席所員 (現任)	1,000株
<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>武山政直氏は、経済学を専門とする大学教授として豊富な経験と高い見識を有しており、当社経営意思決定の健全性・透明性の向上に資することを期待するとともに必要な監督機能を期待できるため、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は、社外役員以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 岩田隆次氏、原丈人氏および武山政直氏は、社外取締役候補者であります。
2. 岩田隆次氏、原丈人氏および武山政直氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての就任期間は、本総会終結の時をもって岩田隆次氏が11年、原丈人氏および武山政直氏が7年となります。
3. 当社は、すべての社外取締役を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 岩田隆次氏、原丈人氏および武山政直氏が再任され、社外取締役に就任した場合、当社は、各氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるとともに、社外取締役の招聘を容易にするため、すべての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款所定の金額である3百万円または報酬の2年分のいずれか高い額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因になった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- 岩田隆次氏、原丈人氏および武山政直氏が再任され、社外取締役に就任した場合、当社は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、本保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も本保険契約の被保険者となります。本保険契約の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 当社は、三谷充氏が取締役会長を兼務し、森浩一氏が常務取締役を兼務する三谷産業株式会社との間で経常的な商取引を行っております。
7. 当社は、布川一哉氏が代表取締役社長を兼務するニッコーロジスティクス株式会社へ資金の貸付を行っております。
8. 三谷明子氏が代表取締役社長を兼務する有限会社北都代行社は、当社が契約する損害保険契約の代理店業務を行っております。
9. 三谷明子氏は、三谷充氏の配偶者であります。
10. 三谷直輝氏は、三谷充氏および三谷明子氏の次男であります。
11. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

会場ご案内図

会場 石川県白山市西新町152番地7
「グランドホテル白山」
2階 グローリーホール
TEL (076)274-0001



〔電車〕 JR西日本北陸本線「松任駅」南口下車、徒歩約3分。

〔バス〕 北陸鉄道バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。
「松任」バス停より徒歩約2分。

(新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ)

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、議決権の行使は郵送等で行い、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、ご出席の株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調を十分お確かめのうえ、マスク着用などご自身および周囲への感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もございますので、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。